

美里町原子力災害避難計画の概要

第1章 総 則

● 計画作成の背景

福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえて国が定めた原子力災害対策指針及び関係法令に基づき、美里町は、女川原子力発電所から概ね 30 km圏内の『緊急時防護措置を準備する区域(UPZ)』を包含していることから、平成 25 年 3 月に美里町地域防災計画(原子力災害対策編)を策定し、その中で避難計画を作成することを定めた。

● 計画の目的

本計画は、屋内退避及び避難に必要な基本的な事項を定め、迅速かつ確実な防護措置が実施できる体制を構築することを目的とする。

なお、本町は「脱原発宣言の町」であり、本計画は女川原子力発電所の再稼働を容認するものではなく、廃炉までに発生する可能性のある原子力災害に備えるためのものである。

● 計画の基本方針

- 福島第一原子力発電所事故の教訓を生かした町民の安全対策を実施するとともに、世帯内での自助及び行政区・自主防災組織内での共助による避難行動、避難所の運営等を実施する。
- 高齢者・障害者等の要配慮者に十分配慮するとともに、自然災害との複合災害時にも臨機の対応ができる体制を構築する。
- 屋内退避・避難等の防護対策は、原子力発電所における事故等の状況及び放射性物質の環境への放出状況に基づく国の指示又は町の独自の判断により決定する。
- 石巻市からの要請に基づき、あらかじめ定めた地域の石巻市民の避難を受け入れる。ただし、発生した原子力災害の状況及び複合災害により、石巻市民の避難を受け入れられない場合は、県が代替の受入れ先となる自治体を調整する。

● 計画の対象地域

本計画の対象地域は、町内全域とする。

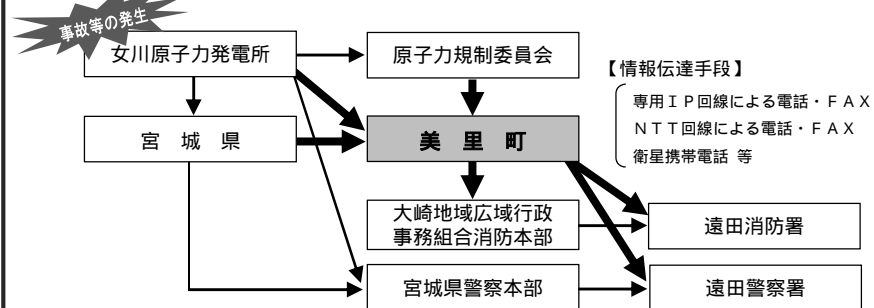
第2章 防護措置の基本事項

原子力災害時に実施される防護措置に関する基本となる事項について説明

- **放射線防護の基本**
〔放射線・放射能・放射性物質、外部被ばく・内部被ばく、放射線の防護方法〕
- **防護措置の概要**
〔屋内退避、避難及び一時移転、安定ヨウ素剤の配布・服用、除染 等〕
- **防護措置の判断基準**
〔緊急事態区分及び EAL(緊急時活動レベル) OIL(運用上の介入レベル)〕
- **防護措置実施の段階的な流れ**
〔避難等の指示が発出されるまでの基本的な流れ、避難指示地域概念図〕

第3章 情報の収集・伝達体制

● 原子力災害の発生等における初期段階の情報伝達の流れ



● 防災関係機関との通信連絡手段

県緊急時通信連絡網装置、県防災行政無線、県総合防災情報システム「MIDORI」、衛星携帯電話 等

● 町民等への広報手段

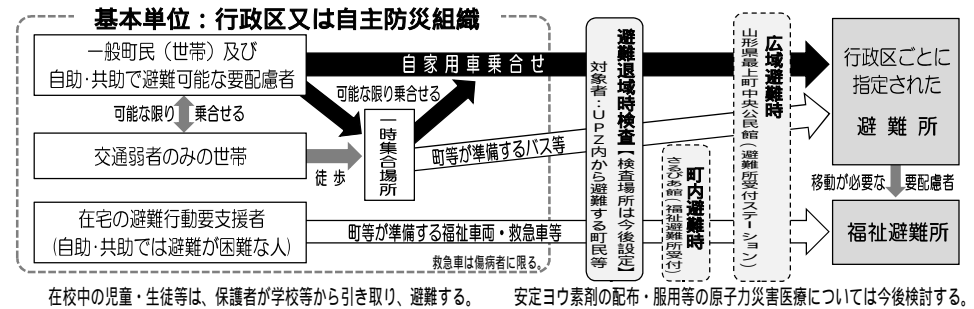
防災行政無線(同報系・移動系) 緊急速報メール、防災ナビみさと、広報車、ホームページ 等

第4章 屋内退避・避難等の防護措置の実施

● 屋内退避

屋内退避は、国の指示又は町独自の判断に基づき、区域を定めて実施する。屋内退避指示が出されたら、対象区域の住民は、直ちに自宅又は最寄りの公共施設等に入り、待機する。

● 避難及び一時移転の流れ(一般町民・在宅の要配慮者)



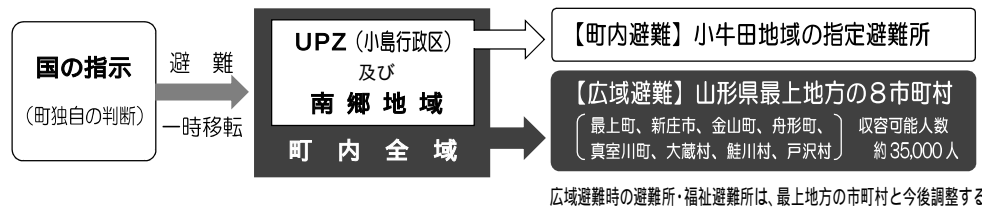
● 被害の拡大に備えた避難等の事前準備・検討

町は、国の避難指示区域が下表となった場合、その後の被害の拡大に迅速に対応できるよう、町独自で事前に避難等の対策を準備し、その実施を検討する。

国の避難指示区域	町が事前に準備・検討する防護措置
UPZ(小島行政区)の場合	南郷地域全域の町内避難
UPZ及び南郷地域の一部の場合	(状況に応じて、町内全域の広域避難に拡大)
南郷地域全域及び小牛田地域の一部の場合	町内全域の広域避難

● 避難先

避難及び一時移転を実施する場合、国の指示又は町独自の判断に基づき、区域を特定し、町内避難(小牛田地域の避難所への避難)又は広域避難(山形県最上地方の8市町村への避難)を実施する。その際、地域コミュニティを維持するため、地区(行政区)ごとに避難所を設定する。



● 広域避難時における避難所受付ステーションの設置

町は、広域避難を指示した場合、山形県最上町(最上町中央公民館)に避難所受付ステーションを設置し、町民の避難状況を確認するとともに、避難所の案内及び一般の避難所では生活できない在宅の要配慮者等の福祉避難所への割り振り等を実施する。

● 避難手段

町等が避難対象となる全町民の避難手段を準備することは極めて困難であることから、一般町民等の避難手段については、自助・共助による「自家用車乗合せ」を基本とする。

● 一時集合場所

町は、自家用車乗合せが可能な町民が共助により交通弱者等を乗車させる場所として、また、乗合せて避難することができなかった交通弱者等が町等の準備する避難バス等に乗車する場所として、行政区又は自主防災組織ごとに一時集合場所を設置する。

● 広域避難時の避難経路

広域避難時の主要な避難経路は、町内各地から、町道、県道等を経由して、国道47号線を目指し、避難所受付ステーションのある山形県最上町に至るルートとする。また、複合災害等により国道47号線が通行できない場合は、国道347号線を代替ルートとする。

● 園児・児童・生徒等の防護措置

町立の保育所、幼稚園、小中学校等は、本計画等に基づき、あらかじめ原子力災害対応マニュアルを作成し、原子力災害時、園児、児童、生徒等の防護措置を適切に講ずる。

● 社会福祉施設の入所者・病院等医療機関の入院患者等の防護措置

本町のUPZに社会福祉施設及び病院等医療機関はないが、町内の社会福祉施設及び病院等医療機関の管理者は、県及び町と連携し、避難計画(原子力災害対応マニュアル)等を作成しておくことが望ましい。

第5章 町民の避難受入れ体制等

● 避難所・福祉避難所及び避難所受付ステーションの開設

町内避難時は、避難所となる学校・公共施設の管理者、町職員等により、速やかに避難所・福祉避難所及び避難所受付ステーションを開設する。広域避難時は、最上地方の市町村が避難所開設・受付等の初期の対応を実施する。また、町は、避難所等の初期運営を実施する職員を可能な限り速やかに最上地方の市町村に派遣する。

● 避難所・福祉避難所の運営

避難所の初期の運営は、避難所担当の町職員が避難所施設の管理者及び最上地方の市町村の職員の協力を得ながら、実施する。その後は、あらかじめ定める避難所運営のガイドライン等に基づき、行政区・自主防災組織等による避難者の自主的な運営を基本とする。また、福祉避難所の運営については、担当課となる健康福祉課を中心に、町内の社会福祉施設及び最上地方の市町村の協力を得ながら実施する。

● 役場機能の移転先

町内全域に避難指示が出された場合は、役場の機能を町民の広域避難先である山形県最上町(最上町瀬見公民館)に移転する。役場機能移転時の電話番号は、現在の美里町役場本庁舎代表0229-33-2111から自動転送される。

● 町が指定した避難所以外に避難した町民の避難場所等の報告

町は、町民の避難状況を確実に把握するため、町の指定した避難所以外に避難した町民(避難対象地域以外の自主避難者を含む。)は、世帯ごとの避難先等を町災害対策本部(美里町役場本庁舎代表電話番号又は今後町が整備する専用のEメールアドレス等)に報告しなければならないことを平常時から町民に周知する。

● 避難が長期化した場合の対応

避難所生活は、長期化するほど、そこで暮らす避難者の精神的・肉体的な負担が増加するとともに、避難所となった学校等の運営にも多くの支障を来す。町は、国、県、避難先自治体等の協力を得て、応急仮設住宅又は賃貸住宅、宿泊施設等への避難者の早期移転を図り、併せて避難所の早期閉鎖を目指す。

第6章 石巻市民の避難受入れ

● 石巻市民の避難受入れの背景

県が実施した女川原子力発電所30km圏の住民の避難先自治体の調整において、県内のUPZ外の自治体のみで避難先を確保することは極めて困難であったことから、本町は石巻市民の避難者を受け入れることとした。なお、発生した原子力災害の状況及び複合災害により、石巻市民を受け入れられない場合は、県が代替の受入れ先となる自治体を調整する。

● 石巻市民の避難所等

原子力災害時、石巻市から要請があった場合は、小牛田地域の施設(不動堂小学校、不動堂中学校、ふどうどう幼稚園)において、今後石巻市の避難計画において定められる地域の石巻市民を受け入れる。また、石巻市民受入れの避難所受付ステーションは、南郷体育館に設置する。

● 石巻市民の避難所等の開設・運営

石巻市からの要請に基づき、避難所となる学校等の管理者及び町職員により、速やかに避難所・福祉避難所及び避難所受付ステーションを開設し、石巻市職員が到着するまでは、避難者等の受入れに関する初期の対応を実施する。また、石巻市民受入れの避難所及び福祉避難所の運営は、石巻市職員及び避難者が自主的に行う。なお、施設管理については、当該施設の管理者が行う。

第7章 今後、検討すべき課題等

- 課題 自助・共助による避難行動・避難所運営等の体制整備
- 課題 広域避難時の避難施設の調整及び受入れ体制の整備
- 課題 避難道路の渋滞対策及び避難誘導・交通規制の体制整備
- 課題 社会福祉施設・病院等医療機関の避難体制の整備
- 課題 避難時における原子力災害医療体制の整備 等